

リンデンバウムいずみ ショートステイ 基本利用料金

(日額：円) ※特別に記載のあるものを除く。

	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①生活介護費 (1割負担額)	従来型個室 多床室	438円	545円	586円	654円	724円	792円	859円
②生活介護費 加算 (1割負担額)	サービス提供体制 強化加算Ⅰ(イ)	18円	介護福祉士の資格保有者を、配置基準を上回って配置することにより、安定的な介護サービスの提供を行います					
	機能訓練 体制加算	12円	専任常勤の機能訓練指導員を配置しています					
	看護体制 加算Ⅰ	4円	常勤の看護師を1名以上配置しています(介護予防を除く)					
	看護体制 加算Ⅱ	8円	看護職員を配置基準を上回って配置し、介護職員及び看護職員等における24時間の連絡及び対応体制を確保し、健康上の管理を行います(介護予防を除く)					
	夜勤職員 配置加算Ⅲ	15円	夜勤を行う介護職員を、配置基準を上回って配置し、また夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています(介護予防を除く)					
③食費 負担限度額	第1段階	300円						
	第2段階	390円						
	第3段階	650円						
	第4段階	1,392円						
④居住費 負担限度額	第1段階	従来型個室	320円			多床室	0円	
	第2段階	従来型個室	420円			多床室	370円	
	第3段階	従来型個室	820円			多床室	370円	
	第4段階	従来型個室	1,171円			多床室	855円	
従来型個室 利用負担額合計 (①+②+③+④)	第1段階	1,088円	1,195円	1,263円	1,331円	1,401円	1,469円	1,536円
	第2段階	1,278円	1,385円	1,453円	1,521円	1,591円	1,659円	1,726円
	第3段階	1,938円	2,045円	2,113円	2,181円	2,251円	2,329円	2,386円
	第4段階	3,031円	3,138円	3,206円	3,276円	3,344円	3,412円	3,479円
多床室 利用負担額合計 (①+②+③+④)	第1段階	768円	875円	943円	1,011円	1,081円	1,149円	1,216円
	第2段階	1,228円	1,335円	1,403円	1,471円	1,541円	1,609円	1,676円
	第3段階	1,488円	1,595円	1,663円	1,731円	1,801円	1,869円	1,936円
	第4段階	2,715円	2,822円	2,890円	2,958円	3,028円	3,096円	3,163円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的とします 月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に8.3%を乗じた金額							
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	リーダー層の介護福祉士等の処遇改善に充てることを目的とします 月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に2.7%を乗じた金額							

※食費については、朝食380円・昼食512円・夕食500円となり、各限度額を超えた場合は上記金額の請求になります

○その他加算料金(利用する方の状況等によって加算させていただきます)

- ・送迎加算(片道) 184円：施設車両での送迎介助を行った場合
- ・療養食加算 8円：医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合(1回につき、1日3回まで)
- ・医療連携強化加算 58円：重度(喀痰吸引や経管栄養等)利用者の受入にあたり、必要な医療体制を確保した場合
- ・緊急短期入所受入加算 90円：計画的に行うこととなっていない緊急的な受入を行った場合
- ・長期利用者に対する減算 ▲30円：連続30日を超える利用を行った場合、基本報酬から左記の減算を行う

○その他の日常生活費(実費) ※オムツ代は、生活介護費(介護予防を含む)に含まれます
電気代(テレビなどの個人家電製品)、理容代など

※食費及び居住費(滞在費)の負担限度額の段階について

- 第1段階：世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方など
- 第2段階：世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方など
- 第3段階：世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円を超える方など
- 第4段階：上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方、及び別世帯の課税者である配偶者を含みます)。資産要件で預貯金1,000万円超(夫婦世帯の場合2,000万円超)等を保有する方など